

◆ 8月1日からの診療表です

上野総合市民病院の外来診療表

【問い合わせ】 上野総合市民病院医療事務課
☎ 24-1111 FAX 24-2268

【受付時間】 午前8時30分～11時30分

※脳神経外科（火曜日のみ）・神経内科・胸部外科外来医師は他の医療機関からの紹介状が必要です。

※臨時に休診になる場合や診療表を変更する場合がありますので、事前に電話でご確認ください。

※受付時間が異なる場合は、() 内に記載

診療科		月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
内科	初診	《総合診療科》 三木 誓雄 北原 義介	《総合診療科》 《大腸肛門病センター》 三木 誓雄	北原 義介	《総合診療科》 《大腸肛門病センター》 三木 誓雄	《総合診療科》 《大腸肛門病センター》 田中 光司
	再診	《総合診療科》 奥川 喜永	栗原 眞行	栗原 眞行		
		《呼吸器外来》 五十嵐 知之	《糖尿内科》 浜島 信之		《呼吸器外来》 五十嵐 知之	《もの忘れ外来◎》 赤津 裕康【予約制】 (14:00～16:00)
		《炎症性腸疾患外来》 安藤 朗 ※第2週	《腎臓外来》 清水 浩一 (13:00～15:30)		《胸部外科外来◎》 新保 秀人【予約制】 (15:00～16:30)	
消化器・ 肝臓内科		八尾 隆治	光山 俊行	関西医科大学医師 ※交代制	八尾 隆治	光山 俊行 ※ピロリ菌除去外来(予 約制)を含む。
				斉藤 康晴	斉藤 康晴 ※ピロリ菌除去外来(予 約制)を含む。	青野 祐樹
腫瘍内科		田中 光司	田中 基幹	田中 基幹	奥川 喜永 《緩和ケア外来》 交代制【予約制】 (13:00～16:00)	井上 靖浩 (13:00～16:00)
循環器内科		宮田 和明	八木 典章	宮田 和明	松本 祐一 《ペースメーカー外来》 宮田 和明【予約制】 (13:00～15:00) ※第3週	山本 孝
神経内科			北原 義介	朝日 理【予約制】	北原 義介 ※予防接種外来(予 約制)を含む。	北原 義介
ペイン クリニック内科 ※第1・3・5週			横地 歩 *診療時間 15:00～16:30			
外科	初診	西川 隆太郎	総合診療科で対応	横江 毅	総合診療科で対応	浦田 久志
	再診	横江 毅		森本 雄貴	千賀 雅之	西川 隆太郎
		《大腸肛門病センター》 森本 雄貴 《ストーマ外来》 森本 雄貴【予約制】 (14:30～16:00)		浦田 久志		
	《肝胆膵疾患外来》 櫻井 洋至	《小児外科外来》 内田 恵一 ※第4週 *診療時間 13:00～16:00	《心臓血管外来》 坂倉 玲欧 *診療時間 10:00～12:00			
脳神経外科		中澤 拓也 ※第1週				
		松井 宏樹 ※第2・4・5週	岡田 健【予約制】 (10:30～12:30)			
		野崎 和彦 ※第3週				
整形外科 (8:30～ 11:00)	1診	佐藤 昌良	佐藤 昌良	初診 ※交代制	新谷 健 *診療時間 10:00～11:30	新谷 健
	2診	新谷 健	池村 重人			池村 重人
	3診	池村 重人	ギプス外来 ※午後			
泌尿器科		田中 基幹		神田 英輝		田中 基幹
婦人科				三重大学医師 ※交代制 ※第1・3・5週		
				田畑 務 ※第2・4週		

◎印の医師は不定期(月2回)です。事前にご連絡ください。

耳鼻咽喉科：竹内 万彦（月曜日）、皮膚科：岡田 佳倫（月曜日 8:30～11:00）、眼科：天満 有美帆（火曜日 8:30～11:00）

◆ 臨時福祉給付金及び障害・遺族基礎年金受給者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）

平成 28 年度の給付金のお知らせ

【問い合わせ】生活支援課
☎ 22-9664 FAX 22-9661

臨時福祉給付金

消費税率引き上げの影響などを考慮して、所得の低い人を対象に、臨時特例的に支給される給付金です。

【対象者】

平成 28 年度分の住民税が課税されていない人
※次の場合は対象となりません。
○住民税を課税されている人に扶養されている場合
○生活保護の受給者である場合など

【支給額】 3,000 円（1 人当たり）

障害・遺族基礎年金受給者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）

賃金引き上げの恩恵が及びにくい所得の少ない障害・遺族基礎年金受給者を対象に、支給される給付金です。

【対象者】

臨時福祉給付金の対象者のうち、高齢者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）を受給していない人で、障害基礎年金・遺族基礎年金などについて平

成 28 年 5 月分の受給がある人

【支給額】 30,000 円（1 人当たり）

※臨時福祉給付金とあわせて支給します。

【申請方法】

平成 28 年 1 月 1 日時点で住民票がある市区町村に申請してください。

伊賀市では、2 つの給付金の支給対象となる可能性のある人がいる世帯に、8 月中旬に申請書を郵送します。届いたら、確認の上、提出してください。
※確認書類の写しの添付が必要な場合があります。
※同封の返信用封筒での郵送も可能です。

【支給方法】

原則、申請書に記載した口座へ 10 月以降に順次振り込みます。

【申請期限】

平成 29 年 2 月 15 日(水) ※必着

【申請先】

生活支援課（給付金受付窓口）・各支所住民福祉課



◆ 菜の花（ナタネ）の種子を配布します

菜の花（ナタネ）を栽培してみませんか

【問い合わせ】農林振興課
☎ 43-2302 FAX 43-2313

市では、菜の花プロジェクトを推進しており、このプロジェクトから生まれた伊賀産菜種油に「七の花」と名前をつけて地域の特産物として販売しています。

菜の花（ナタネ）の栽培面積を拡大し、遊休農地などを解消するため、希望者に搾油用・景観用の菜の花（ナタネ）の種子を配布します。申請書は農林振興課にあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

菜の花（ナタネ）の栽培方法について、詳しくは農林振興課へお問い合わせください。

【配布時期】 9 月 1 日(木)～ 10 月 14 日(金)

【申込方法】

平成 28 年度秋播きナタネ配布申請書に播種予定圃場の地名・地番・面積を記入し、位置図を添付して農林振興課へ提出してください。

【申込期限】 9 月 30 日(金)

◆ 菜の花（ナタネ）栽培の概要

10 月中旬までに種をまきます。搾油用に栽培する場合は事前に十分な施肥が必要です。また、湿気を嫌

うため、水田で栽培する場合は排水対策が必要です。播種と同時期に除草剤を使用することをお勧めします。殺虫、殺菌剤などは必要ありません。

その後、2 月下旬に窒素が不足気味であれば追肥をします。開花時期は 4 月中旬から 5 月中旬まで、その間美しい景観が楽しめます。

ナタネの収穫は 6 月中旬以降ですが、自分で収穫作業ができない場合や収穫後の活用についてはご相談ください。

《菜の花プロジェクトとは…》

地域内に資源循環の輪を創ることで地域の活性化をめざす活動です。

資源循環の仕組みは、次のとおりです。

- ① 菜の花を栽培する。
- ② 菜種油を生産する。（地産地消、地域の特産物）
- ③ 使い終わった油（廃食油）を原料にしてバイオディーゼル燃料を製造する。
- ④ 燃料を農業機械などに利用して菜の花を栽培する。

